

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

ステップアップ貸付

【政策サポート「食」】

北海道の「食」で

あなたの会社を

飛躍させるために

対象者

- ・食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化に取り組む方

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

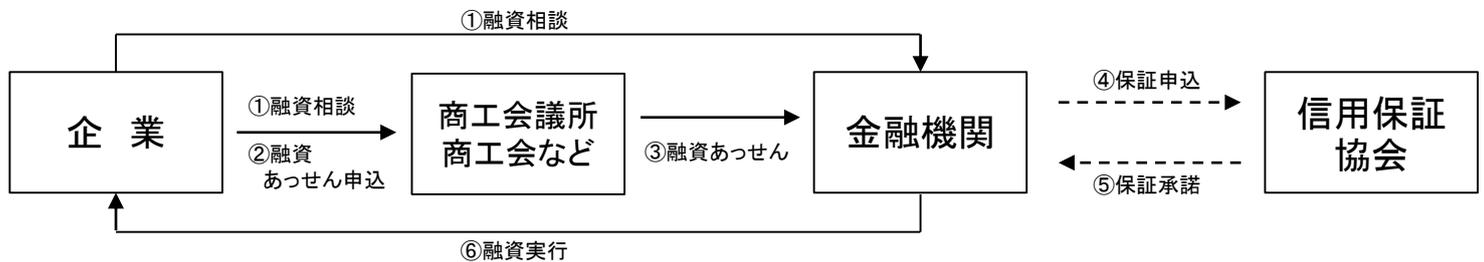
融資利率

固定金利		変動金利	
3年以内	年1.1%	年1.1%	※融資期間が3年を超える場合に限る
5年以内	年1.3%		
7年以内	年1.5%		
10年以内	年1.7%		

融資条件

融資対象	(1)農工商等連携促進法に基づき農工商等連携事業計画の認定を受けた者で計画に基づき事業化に取り組むもの (2)上記(1)のほか、食料品製造業又は食料品小売業を営む中小企業者等が、食の高付加価値化に資する新商品や新サービスの提供などの事業化(設備投資や生産、販売、販路拡大等)により経営(付加価値額)の向上を図ろうとするもの
資金使途	事業資金
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% 【変動金利】 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

